

\実況中継!\

要点

まとめノート

憲法・行政法

ビジュアルサポート

各Sectionの冒頭には、Sectionの内容に関連する図解を掲載しています。次ページからの実況中継とあわせてお読みください！

Section 1

天皇・人権享有主体



ビジュアルサポート

● 天皇の国事行為

国事行為	注意点
内閣総理大臣の任命 6 I	☐ 内閣総理大臣は、国会が指名し、天皇が任命する
最高裁判所長官の任命 6 II	☐ 最高裁判所長官は、内閣が指名し、天皇が任命する
憲法改正、法律、政令、条例の公布 7 ①	☐ 政令と条例が挙げられているが、予算が挙げられていない ☐ 憲法改正と法律は公布がなくても成立するが、公布があるまでは効力が認められない
国会の召集 7 ②	☐ 国会（常会、臨時会、特別会）の召集は、内閣が決定し、天皇が宣旨行為を行う

Live
授業を

実況中継！

まるで声が聞こえる？教室のライブ感あふれる解説授業です。法学の用語は難しいものが多いですが、噛み砕いた説明で、語り掛けるように、みなさんの疑問を先回りして解決します！SA頻出ポイントもマスターできます。

 ビジュアルサポート

がついているものは、ビジュアルサポートの図解を参照しながらお読みください！

Section 1

Live
授業を

実況中継！





憲法って何？

憲法とは、国家の根本的な仕組みや枠組みを定めるルールのことです。憲法は、権力を正しく制限し、全ての人が人間として尊重される社会を実現する点に意義があり、私たちを守ってくれています。



日本における天皇の位置付け 

天皇は、日本国及び日本国民統合の象徴です（憲法第1条）。皇位は世襲制で、詳細は皇室典範に定められています（同法第2条）。天皇は、憲法に定める国事に関する行為のみ行い、国政に関する権

〇×クイズで確認しよう！

ビジュアルサポートや実況中継で得た知識を一問一答で確認しましょう！ インプットとアウトプットを細かく繰り返すことで、試験で使える確かな知識が定着します。

Section 1

〇×クイズで確認しよう！

- (1) 天皇の国事に関する行為に伴う責任は、内閣と国会が連帯して負う。
- (2) 天皇は、国会の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。
- (3) 身分等の区別に関係なく人権が保障されることを、人権の普遍性という。
- (4) 政治活動の自由は、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き外国人にも保障されるが、その保障は在留制度の枠内で与えられるにすぎない。
- (5) 株式会社は、政治献金の自由を有する。

解答

- (1) × 責任を負うのは内閣のみです。
- (2) × 指名は「内閣」に基づくものです（憲法第6条第2項）。
- (3) ○ 枝文のとおりです。なお、人間であることにより当然に保障されることを人権の固有性といいます。
- (4) ○ 判例は、枝文のとおり判示しており（最大判昭53.10.4）、政治活動の是非につき在留の消極的理由（認めない理由）として考慮することは可能とし、行政の裁量権を認めます。
- (5) ○ 判例は、法人も性質上政治的行為をなす自由を有しており、政治献金もその自由の一環として認められる旨判示します（最大判昭45.6.24）。



\実況中継!/\

要点まとめノート

憲法・行政法

Contents

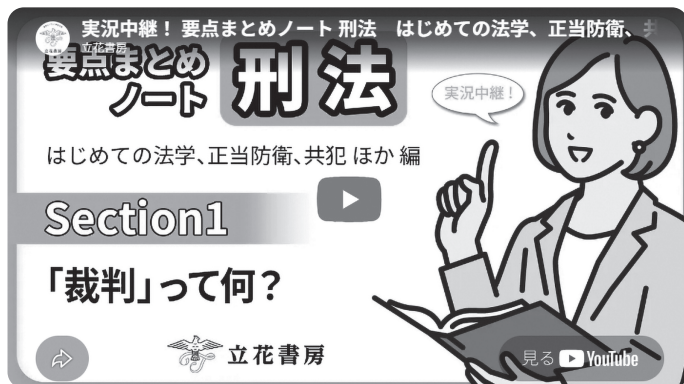
Section1	天皇・人権享有主体.....	7
Section2	基本的人権と公共の福祉／公務員の人権.....	11
Section3	プライバシー権・肖像権.....	15
Section4	知る権利／報道・取材の自由.....	19
Section5	人身の自由.....	23
Section6	国会と内閣／憲法改正.....	27
Section7	職務質問、凶器捜検など.....	31



Section8	保護.....	35
Section9	避難等の措置／犯罪の予防・制止.....	39
Section10	立入り、アクセス・無害化措置.....	43
Section11	武器の使用／即時強制.....	47
Section12	都道府県公安委員会／警察の権限行使.....	51
Section13	地方公務員の服務／分限・懲戒処分.....	55
Section14	国家賠償法.....	59

誌面で学ぶ！動画で深まる！

「実況中継！要点まとめシリーズ」は
講義動画でもご覧いただけます。



ご利用方法

(詳しくは、本誌巻頭「Webメディアとアプリの使い方」ページをご覧ください。)

① Webメディア「警察公論オンライン」にアクセス



警察公論オンライン

<https://keisatsukoron-online.com/>

② ご購入形態に応じて、以下のいずれかの方法でご利用ください。

- Fujisan.co.jp で定期購読中の方
→ Fujisan.co.jp にログインするだけでご利用いただけます。
- Fujisan.co.jp 以外でご購入の方 / Fujisan.co.jp で単月でご購入の方
→ Fujisan.co.jp の無料会員(メルマガ会員)登録 + 本誌懸賞はがき記載のシリアルナンバーを入力することでご利用いただけます。

③ 警察公論 5・6・7・9月号付録「実況中継！要点まとめシリーズ」の 分かりやすい講義動画を順次ご視聴いただけます。

基本的人権と公共の福祉 ／公務員の人権

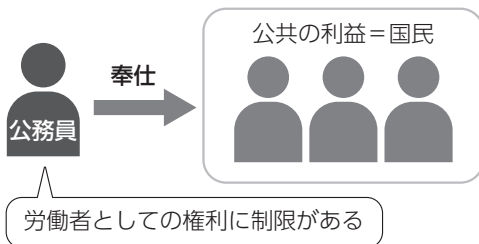


ビジュアルサポート

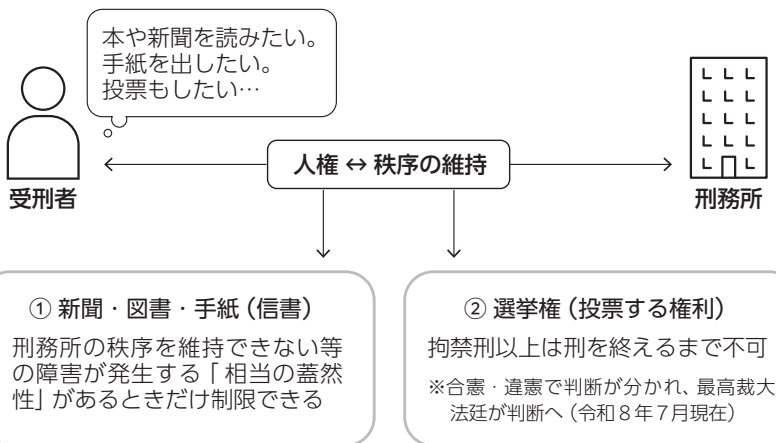
● 公務員の憲法上の地位

15条2項

公務員は全体の奉仕者である→労働者であると同時に奉仕者



● 受刑者の人権



実況中継!



基本的人権の限界

Section1 で説明したとおり、基本的人権は永久不可侵の権利です。しかし、絶対的無制約のものではなく、「**公共の福祉**」による制限を受けます（憲法第12条、第13条）。「公共の福祉」とは、基本的人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理です。つまり、誰か1人が勝手をするのではなく、社会の皆が同等に扱われて生活できるように互いの権利を調整しなければならないということです。かかる制約は、個人の基本的人権がどこまで保障されるかを考える上で度々出てくるので、心に留めておくといいですよ。



公務員の人権

 ビジュアルサポート

公務員も国民ですので、憲法で保障される人権の主体です。しかし、「**全体の奉仕者**」（憲法第15条第2項）という特殊性に鑑みて、一般の国民とは異なる制約が課され得ます。

まず、政治活動の自由についてです。政治活動の自由は、表現の自由（同法第21条）の一環として保障されますが、公務員の政治的中立性に鑑み、**合理的で必要やむを得ない**制約は許容されます（国公法第102条、地公法第36条等）。

次に、労働基本権（憲法第28条）です。労働基本権とは、①**団結権**（個々の労働者が団結する権利）、②**団体交渉権**（労働者の団体が使用者と交渉する権利）、③**団体行動権**（活動に必要な行動をとる権利、争議権ともいう。）のことです。判例は、争議権につき、

公務員が全体の奉仕者であること、公務員には市場原理による抑制がきかないこと、人事院をはじめとする代償措置があること等から、禁止することは合憲とします（最大判昭48.4.25）。なお、警察職員、消防職員、自衛隊員等は①～③全てが否定されます（国公法第98条第2項、同法第108条の2第5項、地公法第37条第1項、同法第52条第5項、自衛隊法第64条）。



受刑者の人権



受刑者の新聞・図書の閲覧制限、信書の発受の制限は、**相当の蓋然性**^{がいぜんせい}があると認められる場合に制限が許容されます（最大判昭58.6.22、最判平18.3.23）。これは、刑事施設の規律及び秩序維持と受刑者個人の表現の自由等との調整を図ったものです。

近時は、**受刑者の選挙権の制限**が問題となっており、受刑者の選挙権を制限する公選法の規定（同法第11条第1項第2号）は、公正かつ民主的であるべき選挙に最低限遵守すべき刑罰法令に反した者には参加資格はないと解すべきであり、同規定は合憲とする旨の判例（東京高判令6.3.13）がある一方、同規定を違憲と判断した判例（高松地判令8.3.31）もあるため、今後の最高裁判所の判断にも注目する必要があります。

○×クイズで確認しよう！

- (1) 公共の福祉は、基本的人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理であり、多くの基本的人権に必然的に内在している。
- (2) 公務員の特殊性に鑑み、法律の根拠なしに基本的人権が制約され得る。
- (3) 警察職員は、団結権、団体交渉権及び団体行動権のいずれも否定される。
- (4) 公務員は、その政治的中立性から、集会及び結社の自由が一部制限されている。
- (5) 受刑者は、相当の蓋然性がある場合に、その人権が制限され得る。

解答

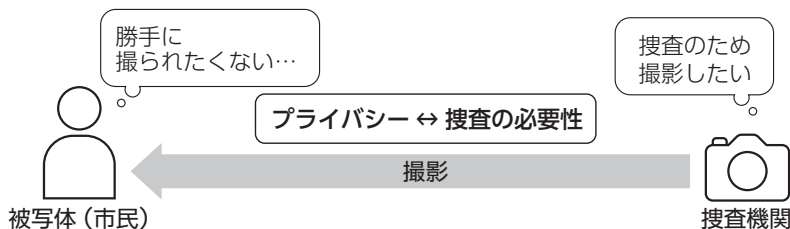
- (1) ○ 特に、職業の自由（憲法第22条第1項）、財産権（憲法第29条）等のいわゆる経済的自由権は、公共の福祉による制約を明記しています。
- (2) × 公務員の人権は、国公法等の法律により規制されます。
- (3) ○ 枝文のとおりです。
- (4) ○ 公務員は政党等の特定結社への関与を制限されています（国公法第102条、地公法第36条）。
- (5) ○ 新聞の閲覧、信書の発受制限等があります（刑事収容施設法第71条、第128条本文）。

プライバシー権・肖像権



ビジュアルサポート

● 肖像権と捜査活動



京都府学連事件（最大判昭 44.12.24）
—— 令状がなくても撮影が許される「三要件」

- ① 現に犯罪が行われ、又は行われた後間がないと認められる
- ② 証拠保全の必要性・緊急性がある
- ③ 一般的に許容される限度をこえない相当な方法による

※現行犯以外の写真撮影を否定する趣旨ではない

○ 令状なしでも許される例

- ・ オービス（自動速度監視）
…最判昭 61.2.14
- ・ Nシステム（ナンバー読取り）
…東京高判平 21.1.29
- ・ 防犯カメラ…最決平 20.4.15

※犯人特定に必要な範囲・相当な方法なら適法

× 令状が必要な例

- ・ GPS 捜査*…最大判 29.3.15
- ・ 公道上ではない私的領域（自宅など）での行動を継続的・網羅的に把握するような撮影

*GPS 捜査は現行法の令状で行えず、立法が望ましいとされるが、令和 8 年 7 月現在未整備

実況中継!



幸福追求権（憲法第13条）

憲法第13条は、幸福追求に対する国民の権利について、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とするとし、憲法が定める個別の権利以外にも、人間としての尊厳を確保する人格的利益を守るために必要な権利を認めており、この権利を「幸福追求権」といいます。これは、憲法に列挙されていない**新しい人権の根拠**となります。



プライバシーの権利

プライバシーの権利は、かつて、「私生活をみだりに公開されない権利」という自由権的側面を有するものとされてきました。前科もこの保護を受けるとされています（最判昭56.4.14）。しかし、情報化社会の進展に伴い、「自己に関する情報をコントロールする権利」という社会権的側面も重視されるようになりました。このように捉えることで、個人の私的事項を自律的に決定できる**自己決定権**が登場し、尊厳死の違法性阻却事由該当性や髪型規制の校則の妥当性、性同一性障害の性別の取扱い変更に関する要件等に関連して問題とされることがあります。



肖像権とは



判例は、肖像権と称するかどうかは別として、個人の私生活上の

自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、**みだりにその容貌・^{ようぼう}姿態を撮影されない自由**を有することを認め、少なくとも警察官が、正当な理由もなく、個人の容貌等を撮影することは憲法第13条の趣旨に反するとします（最大判昭44.12.24）。



警察活動との関係

デジタル
サポート

判例は、**公共の福祉のために必要がある場合**、つまり、**捜査のために必要がある場合**は、被写体の同意がなくとも写真撮影が許容される場合があるとします。具体的には、①**現に犯罪が行われ若しくは行われたのち間がないと認められる場合**であって、②**証拠保全の必要性及び緊急性**があり、③かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない**相当な方法**をもって行われるときです（前記最大判昭44.12.24）。**自動速度監視装置やNシステム**による車両ナンバー等の読み取りも許容されます（最判昭61.2.14、東京高判平21.1.29）。ただし、**GPS捜査**は、公道上でのカメラ撮影と異なり、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うため、個人のプライバシーを侵害し得るものとして令状なくしては許されないものと解されます（最大判平29.3.15）。

また、**防犯カメラによる撮影**について、被告人が犯人である疑いを持つ**合理的な理由**があり、犯人特定のための重要な判断に必要な証拠資料を入手するため、必要な限度において、通常人が他人から容貌等を観察されることは受忍せざるを得ない場所における撮影で、捜査目的を達成するための**必要な範囲かつ相当な方法**により行われた場合は適法なものである旨判示した判例があります（最決平20.4.15）。

○×クイズで確認しよう！

- (1) 幸福追求権は、個人の尊厳を確保する重要な権利であり、制約されることはない。
- (2) プライバシーの権利は、公権力に対して、プライバシーの保護を積極的に請求していく側面もある。
- (3) 警察官が、正当な理由なく個人の容貌等を撮影することは許されない。
- (4) 屋外の放火現場で、不特定多数の野次馬を写真撮影することは許されない。
- (5) GPS 捜査はプライバシーの権利を侵害するため、検証許可状を要する。

解答

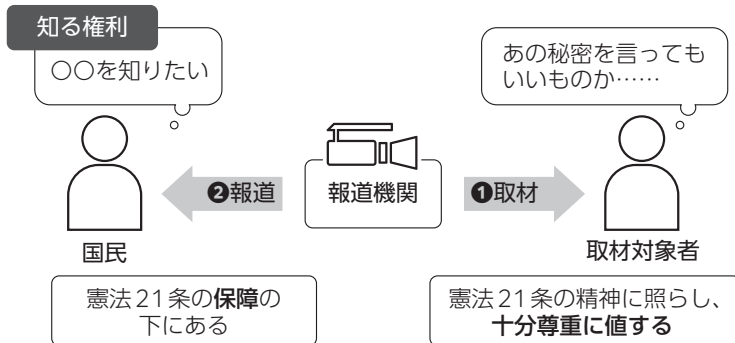
- (1) × 公共の福祉のために必要がある場合には制約されます。
- (2) ○ プライバシーの権利の社会的側面です。
- (3) ○ 個人の容貌等をみだりに撮影されない自由が、憲法第13条で保障されるためです。
- (4) × 現に放火という犯罪行為があり、野次馬の中には犯人がいるという経験則に基づいた証拠保全の一環で、屋外という他人からの観察が受忍される範囲での撮影方法として相当性もあり、許されます。
- (5) × 判例は、令状の種別への言及はなく、立法的措置が望ましいとしています（最大判平 29.3.15）。

知る権利／ 報道・取材の自由

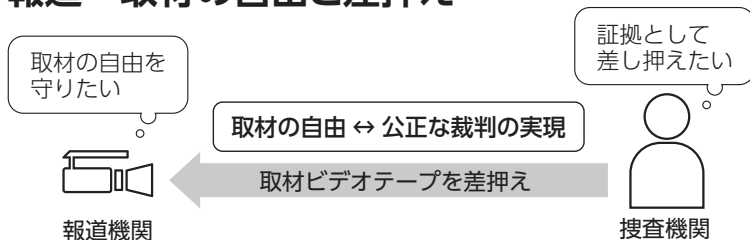


ビジュアルサポート

● 報道の自由と取材の自由



● 報道・取材の自由と差押え



取材の自由も無制約ではなく、公正な裁判の実現という憲法上の要請があれば、ある程度制約され得る（最大決昭 44.11.26）

→ 取材結果の差押えの可否は、以下の事情を比較衡量（最決平元.1.30、最決平 2.7.9）

差押えを避けるべき事情 （報道機関）

- 報道の自由が妨げられる程度
- 将来の取材の自由が受ける影響
- その他諸般の事情

差押えを行うべき事情 （捜査・裁判）

- 犯罪の性質・内容・軽重等
- 取材結果の証拠としての価値
- 適正・迅速な捜査を遂げる必要性

実況中継!



表現の自由と知る権利(憲法第21条)

表現の自由は、人の内心の思想等を、方法の如何^{いかん}を問わず、外部に伝える自由を意味します。権力に阻まれることなく自由に表現できることは、民主主義の基礎として必要不可欠な権利です。また、人が自己の思想や意見を形成するためには、情報を自由^{はば}に得る必要があるため、**表現の送り手の自由**のみならず、**受け手の自由**もまた憲法第21条で保障されるとしたのが「知る権利」です。



報道・取材の自由



国民の知る権利に応えるため、報道機関が、新聞・テレビ等のマスメディアを通じて、事実を国民に伝達する自由を「**報道の自由**」といいます。報道の自由は、**知る権利に奉仕するもの**なので、憲法第21条で保障されます。なお、YouTubeやSNSといった従来の報道機関とは別の媒体も、高い伝達能力を有するものとして、報道の機能を果たすものであれば保護の対象となります。しかし、その保障の程度は、新聞と放送とで異なるように、これまでの報道機関と同程度かどうかはよく検討しなければなりません。

判例は、さらに、報道が正しい内容をもつためには、報道の自由だけでなく、報道のための**取材の自由**も憲法第21条の精神に照らし、**十分尊重に値する**旨判示します(最大判昭44.11.26)。



報道・取材の自由と差押え

ビジュアルサポート

捜査機関が、証拠保全のために報道機関のビデオテープ等を差し押さえることがあります。報道・取材の自由が侵害されるのではないのでしょうか。判例は、取材の自由も何らの制約を受けないものではなく、公正な裁判の実現というような憲法上の要請がある場合にはある程度の制約を受けることがあります。①捜査の対象である**犯罪の性質、内容、軽重等**、②差し押さえるべき取材結果の**証拠としての価値**、③適正迅速な捜査を遂げるための**必要性**、④取材結果を証拠として押収されることによって報道機関の報道の自由が妨げられる程度及び将来の取材の自由が受ける**影響**その他諸般の事情を**比較衡量**すべきと判示します（最決平2.7.9）。



守秘義務と取材の自由

公務員には**守秘義務**が課されます（国公法第100条第1項、地公法第34条第1項）。この点、判例は、取材行為は、国家秘密の探知という点で公務員の守秘義務と対立拮抗するものであり、公務員に対し秘密を漏示するように唆したからといって直ちに違法性が推定されるものではないが、法秩序全体の精神に照らし社会観念上は認することのできない態様のものである場合には、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びる旨判示し、いかなる場合でも取材の自由が優先されるものではないとします（最決昭53.5.31）。

○×クイズで確認しよう！

- (1) 政府に情報提供を求める権利は、憲法第21条で保障される。
- (2) 取材の自由は、報道の自由と同様に憲法第21条から導き出される。
- (3) 取材ビデオテープなど、報道機関の取材資料を差し押さえることは、捜査の必要性があれば、常に許される。
- (4) 取材の自由は、刑事裁判において、取材源に関する証言を拒絶することまでも保障するものではない。
- (5) 取材の自由は、いかなる場合でも公務員の守秘義務に優先する。

解答

- (1) ○ 枝文は、知る権利に含まれる情報公開請求権のことです。
- (2) × 憲法第21条により直接導き出されるのではなく、同条の精神に照らし、十分に尊重に値するものとされます。
- (3) × 「常に」は誤りです。犯罪の性質、証拠価値、捜査の必要性及び取材の自由への影響等を比較考慮して決せられます。
- (4) ○ 判例は、憲法第21条は、取材源に関する証言を拒絶し得る特別の権利までも保障したものではない旨判示します（最大判昭27.8.6）。
- (5) × 「いかなる場合でも」は誤りです。真に報道の目的から出たものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上は認められるものである限りで優先されます。